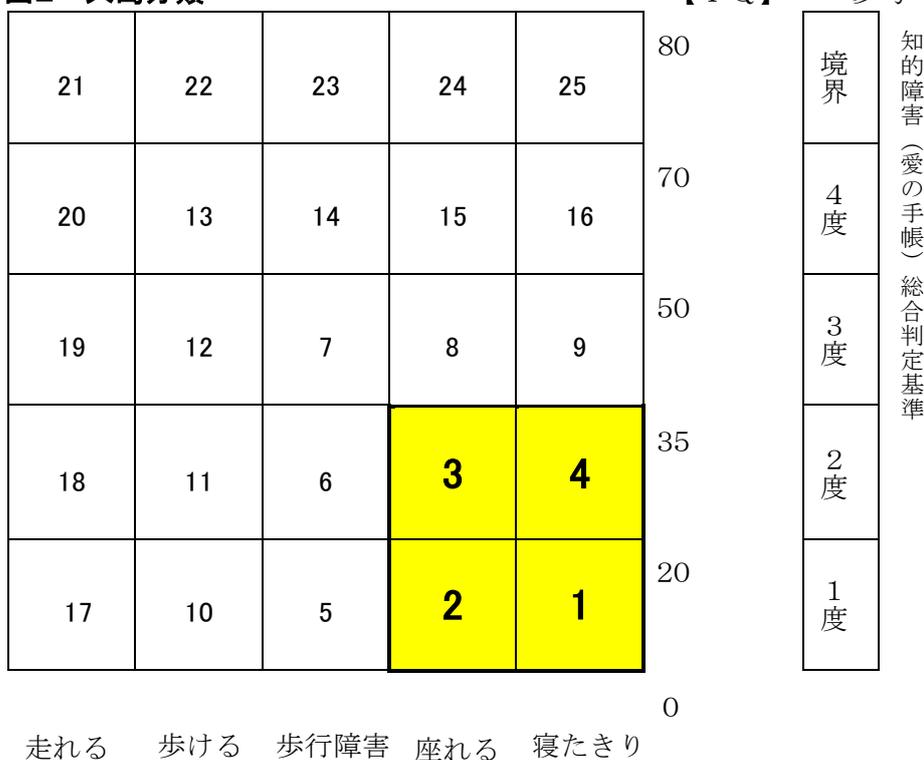


< 参考資料：重症心身障害児と医療的ケア児 >

重症心身障害児とは、児童福祉法上の概念で重度の知的障害及び重度の肢体不自由を重複した児童をいい、18歳未満のときにその状態になった方も含まれる。判定には「大島分類」（図2）が広く用いられ、その1から4までに相当する方を重症心身障害児としている。

肢体不自由の程度	寝たきりから座位保持可能な程度 「身体障害者手帳」の下肢機能若しくは体幹機能が1級又は2級程度
知的障害の程度	おおむねIQ35以下 「愛の手帳」総合判定の1度又は2度程度の状態

図2 大島分類



【身体機能】参考

5級	4級	3級	2級	1級
----	----	----	----	----

身体障害者障害程度等級表（下肢若しくは体幹機能）